

青笹地区センター施設利用料

(1)から(7)までに掲げる利用料の合計額を利用料の総額とする。

(1) 基本利用料

(単位 円)

施設名		利用料	
青笹農村定住促進センター	会議室	1時間につき330	
	和室	1時間につき370	
	創作室	1時間につき300	
	調理実習室	1時間につき330	
	多目的ホール	貸切利用	会議等に利用する場合 1時間につき1,100
		個別利用	生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合 児童・生走 1時間につき410
			一般 1時間につき830
青笹高齢者センター	木材乾燥室	1時間につき50	
	木工芸室	1時間につき330	
	民芸細工室	1時間につき300	
	伝承談話室	1時間につき300	

備考1 利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

(2) 休日等利用料：多目的ホールを土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合

基本利用料（個別利用の基本利用料を除く。）に100分の30の割合を乗じて得た額とする。

(3) 超過利用料：基本利用料の区分の時間を超える場合

基本利用料と休日等利用料との合計額に次による割合を乗じて得た額とする。

超過時間	加算率
1時間以内のとき	100分の30
1時間を超え2時間以内のとき	100分の60
2時間を超えるとき	100分の100

(4) 特別利用料：入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合

基本利用料と休日等利用料との合計額に次による割合を乗じて得た額とする。

入場料の最高額	加算率
500円以下の場合	100分の30
500円を超え1,000円以下の場合	100分の50
1,000円を超える場合	100分の100

(5) その他の利用料：基本利用料に列記する施設以外の施設を利用する場合

当該施設に類似する列記施設のそれぞれの区分に応じた利用料を面積で按分して得た額とする。

(6) 冷房・暖房利用料：冷房又は暖房を利用中の場合

基本利用料と休日等利用料と超過利用料との合計額に100分の50の割合を乗じて得た額とする。

(7) 営利営業を目的として施設を利用する場合は、(1)から(6)までに掲げる利用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。

詳細については、地区センターにお問い合わせください。